

第8回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年11月9日（木）10:00～11:30

2. 場所：合同庁舎4号館4階 第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、大田弘子（議長）、
金丸恭文（議長代理）、森下竜一

（政府）前川内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進次長、林規制改革推進次長、
西川参事官

（総務省）大臣官房 奈良審議官

総合通信基盤局電波部 竹内部長

総合通信基盤局電波部電波政策課 野崎課長

情報流通行政局放送技術課 坂中課長

4. 議題：

（開会）

議題 電波割当制度の改革

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは「規制改革推進会議 第8回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、大田議長、金丸議長代理に御出席をいただいております。

吉田座長代理、飯田委員、八代委員、村上専門委員は所用により御欠席と伺っております。

それでは、ここからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 おはようございます。何度もお越しいただきましてありがとうございます。

本日は「電波割当制度の改革」について、引き続き議論したいと思います。

まず、今日お配りをしている資料ですが、資料1でこのワーキング・グループにおけるこれまでのこの問題についての議論を私がまとめました。本日はこれに沿って議論ができればと思っております。

この資料1ですが、具体的な措置のところで項目を挙げております。制度の改革として、これまでも申し上げておりますように、まず見える化を図るべきこと。それから「(2)で帯域の確保のための方策」として、返上制度や目標の設定、インセンティブを設けるといったことがあります。それから次のページに行きまして「(3) 割当手法の改革」として、オークションなのか比較審査なのか、二次取引をどうするのか、共用を前提とした割当、免許不要帯域の適正な確保をどうするのか。今、○をつけてある項目のところで挙げていますが、そういった項目があります。それから次のページに行きまして「(4) 電波利用料体系の見直し」。さらに「2、具体的な適用」という書き方をしておりますが、特に帯域の確保に関して、公共部門、また放送を含む民間部門の帯域の効率化、さらなる有効利用についてどう考えるのかといった項目についてこれまで議論をさせていただいております。

その中で、方向性は総務省さんとほぼ一致してきているのではないかとという項目と、まだまだ相当乖離が大きいのではないと思われる項目とがあると思っております。

見づらいかもしれませんが、今日の資料1の中で枠囲いにしてある項目が、まだ調整点が大きく残っていると私が認識している項目です。例えば、見える化に関して、公共部門の割当状況の見える化とか利用状況調査も含めた実態の見える化といったところについては既に一定程度おやりいただくというお答えをいただいていると認識しております。一方で、この枠で囲ってあるところについてはまだ課題が残っているということで、これは総務省さんがおっしゃっていること、またこの会議の場で委員がこのようなことを言っていましたということを私なりに整理したものでございます。個別に一個ずつは御説明をいたしません、大きく残っている項目として、帯域の確保に関しては返上制度の問題、周波数移行を促すためのインセンティブをどう設けるのか。また割当手法のところではオークションと比較審査、二次取引。それから3ページの電波利用体系、新たな利用料の問題。最後のところで、個別具体分野としての公共部門と放送を含む民間部門といった辺りが残されている論点かと認識をしております。

最後のところは次回以降と書いておりますが、公共部門と放送を含む民間部門という個別部門に関しては、今日ではなく次回に改めて議論をさせていただきたいと思っております。今日は残りの項目を中心に議論をしたいと思っております。

今日、総務省さんからも資料をいただいておりますが、個別の細かな質問に対してというよりも、むしろ今、残されている論点について、改めて総務省さんの基本的なスタンスをお伺いして、どこまで一致していてどこまでずれているのかということを確認しながら議論ができればと思っておりますので、そういったことで是非よろしく願いいたします。

まず、資料2をベースに総務省さんからお話をいただければよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○総務省（竹内部長） ありがとうございます。

私どもも、この電波の利用については非常に変化の激しい分野、そして技術革新をしつ

かりと取り入れて、ユーザーにベネフィットがしっかりと返っていくような制度を常に前向きに検討していきたいと考えております。

そういう中で、これまで随時御説明差し上げた中でまだ十分認識が一致していない点が幾つか残っているというのは、私どももそのような認識でおります。

本日は御指示のありました5つの点について、それぞれ私どもの考え方を御説明させていただきます。

1点目、周波数の返上制度、いわゆる割当制度の見直しをどうするかということでございます。ここについては前回も御説明いたしました。現在も携帯電話については、一般的に5年間の計画認定を行って、この期間にしっかりと投資がなされず、あるいは今後投資がなされる見通しもない場合には、認定を取り消して免許の取り消しができるという制度でございます。これをさらに進めて、5年以降についてもこういったしっかりとしたグリップができるような制度を考えたらどうかという問題、投げかけかと存じております。これは私どもとしても大変重要なポイントだと考えております。ただ、これを実際にどういう形で制度設計をして、どのように具体的に回していったらいいのかについては、私どもとしても十分受けとめて検討させていただきたいと思っております。ちょうど明日から政務三役も入った形で懇談会を開催いたしますので、その中でどういう設計が良いのかについて、関係者の意見も聞きながら検討を深化させていきたいと考えております。

次に3ページでございます。割り当てた電波が有効に利用されていないという評価がされた場合に、周波数の返上と再割当が可能な制度を導入することが大事ではないかということでございます。これも基本的に重要な御指摘だと思っておりますが、ただ一点、返上と再割当という、このゼロか1かというのは少し議論として乱暴な面があるのではないかと考えておまして、私どもの回答に書いておりますように、ニーズが高い周波数を使用しているにもかかわらず、十分に使われていない無線システムがあった場合には、対応の仕方は返上だけではないと私どもは考えております。例えば効率的なシステムの導入を進めることによって、そのシステムが占有する周波数を縮めていく、狭帯域化するやり方もございますし、割当チャンネルを減らすというやり方もあります。ほかの周波数への引越しを命じることもできますし、そういったこととの兼ね合いで、空いた周波数の再割当をするということもございます。

また、最近の技術革新の成果を活用すれば、ほかのシステムとの共用をやっていくというような、いろいろな創意工夫の仕方がありますので、ニーズがあるにもかかわらず有効に使われていないシステムがあった場合には、こういった様々な政策手法を組み合わせ、当該周波数帯ではどういう対応が最も望ましいのかを私どもとしてもしっかりと検討した上で、これを中期的な行動計画としてのアクションプランという形で明示をして、それを毎年度ブラッシュアップしていく形で具体化をしていきたいと考えております。いずれにしても、こういった再編サイクルをしっかりと回すための具体的な戦略、それから手続については懇談会の中で具体化を図っていきたいと考えております。

4 ページ目にはこのアクションプラン、どういう形でPDCAを回していくかという補足的な絵をつけておりますけれども、技術革新の成果を活用して新しいシステムを入れたいというニーズが毎年のように出てまいります。ドローンにしてもロボットにしても、IoTもそうですし、いろいろなものが出てまいりますので、こういったものをどの周波数にどのように使えるようにしていくか具体的に考えるために、中期的な周波数再編の方向性を電波利用者全体にしっかりと明示しながら、具体的な年度計画を示して実施をしていく。このサイクルを回すことが大事だと考えております。

次に、論点の2点目でございます。周波数移行を促すインセンティブについてということで、ここも考えはかなりの部分を共有できているのではないかと考えておりますので、改めて御説明を差し上げたいと思います。

5 ページでございます。既存免許人の移行インセンティブを高めていくことは重要だと私どもも考えております。そこで現在、私どもでは終了促進措置という政策スキームを導入いたしまして、具体的には6 ページにポンチ絵がございますけれども、従来は、緑で塗ってございます既存の電波利用者が設備更改などの機会を捉えて、5年から10年かけて周波数移行をし、空いた周波数について他の用途に割り当てをするということで、時間をかけてミナマな費用で移行を促してまいりましたが、最近、技術革新が激しいということで、1年でも早くニーズの高いシステムを導入可能にしていこうということで、可能な地域から移行を実施し、空いたところはその次の日からサービスができるようにしていく。そのための移行費用を跡地を利用する携帯事業者などが全額負担をする、移行先の無線局移行費用等を全額負担するというので、早期の移行を可能としてございます。

23年度からこの制度を導入いたしまして、プラチナバンドと呼ばれる700MHz帯、900MHz帯についてはそれぞれ約4年間で移行がほぼ完了しているということでございます。今後、こういったスキームについて、公共用の電波についても対象としたり、あるいは業務継続に必要な経費についても費用の範囲とできないかということについても見直しの方向として取り組んでいきたいと思っております。

ここで問題意識といたしまして、6 ページの一番下を書いてございますが、現在は跡地を使う携帯電話事業者が費用負担をすることでスキームが何とか回っている訳でございますが、跡地利用者に十分な資金力がない場合、こういったスキームをどのように回していくのかについては、今のままでは解決が難しい局面もあるのではないかとということで、さまざまなバリエーションに対応した再編促進スキームは十分検討が求められるのではないかとということでございます。

5 ページにお戻りいただきまして、前半の部分については既に御説明を差し上げたとおりでございますが、御質問、投げかけのうち立退時期による段階設定などを検討できないかという点について、このスキーム自身は民民のスキームで、国に資金は一切通りませんので、もちろん早期の立ち退きを求める場合にそれぞれの免許人の間でどのような促しをしていくかについては、民民でいろいろな知恵を出してやっていただくことは可能でござ

いますが、国の制度設計としてそうした設定を強要するのか、そしてそれを段階づけて幾ら資金を積むのかということ具体的には計画を求めて審査するという事は、現状は求めておりません。ただ現状、跡地利用者は既にその周波数帯の割当を受けて、ニーズの高いところは一日も早く移行を求めるという観点で、現在の制度の下でも国民の中で実行的には可能な手段でございます。

これを制度として取り上げて、計画を求めてということをするべきかどうかについては、既存免許人に対する公平な取り扱いの観点といったものもあろうかと思っておりますので、そういった点や現在の措置の適用状況なども踏まえながら検討をしていきたいと考えております。

7ページの電波オークションについては、前回も少し時間をかけて意見交換をさせていただいたところでございます。

まず、御質問の中で、5Gの環境整備に国も積極的に取り組むべきだという点は、私どもも全く同感、同じ認識を持っております。そして、この通信インフラそのものの整備については、携帯事業者みずからが設備投資を行っていくことが想定されますので、これは5Gになっても引き続き民間活力を最大限発揮させることが大事だと私どもは考えております。

他方で、5Gはこれまでの3G、4Gとは異なって、さまざまな産業分野、さまざまな地域の活性化に大きな役割を果たすインフラになっていくだろうと考えておりますので、5Gを活用する地域や諸産業における投資あるいは人材育成をどのように進めていくかといった面での検討が課題になってくると考えております。この関連する広範な分野の資源をいかに結集して国の政策として進めていくかが大変重要だと考えている訳でございます。

そういった観点から、5Gを初めとして電波、周波数の割当に当たりましては、電波オークションという方式か比較審査という方式かを問わず、私どもとしては3つの視点が重要だと考えております。1点目は新規事業者が参入しやすくなるのかどうか、2点目は都市部のみならず地方への設備投資がしっかりと促進されるのかどうか、3点目は料金の低廉化や多彩なサービス提供につながるかといった、国民の利便性向上と日本経済の成長の確保といった観点から検討し、有効利用に資するように進めていくことが大事だと考えております。

8ページ目はオークションに関するメリット・デメリットです。これまでも出席された皆様からさまざまな御意見や御提案があったと伺っておりますので、こういったメリット・デメリットを改めて整理いたしました。これは参考ということで御覧いただければと思います。

次に4点目の論点、二次取引でございます。

ここも、私どもは二次取引という言葉自身が、どうも言葉の幽霊が歩いているような印象を持っておりまして、現在の制度の下でも企業の合併とか分割とか、個人の無線局であれば相続ということに伴って、免許人の地位の承継ということは、現在の制度でも可能で

ございます。これを、現在の事業環境からいって、もう少しこういう場合も認めた方がいいのではないかというものが具体的にあれば、こういったことを前向きに検討するのは、我々は全くやぶさかではございません。ただ、裸で二次取引という言葉がひとり歩きをいたしますと、電波の割当を受けた者が設備投資もせず、他者への売買をし、キャピタルゲインを得ることを目的とした運用といったものを自由に認めるのかという議論にもなりますので、「企業の分割や合併のみならず、こういうケースを積極的に認めていくべきだ、あるいは認めて欲しい」というニーズがあるのであれば、そうした具体的な実態に即してしっかり検討していきたいというのが、この点に関しての私どもの考えでございます。

なお、やはり周波数は有限な国民共有の財産でございますので、やはり周波数の割当を受けた者は、基本的にはみずからしっかりとした設備投資をし、効率的に電波を使っていく努力をしていただくことが重要だろうと考えております。その上で、余裕のある設備、周波数があったときに、それを今、割当を受けている者が、その方の自由裁量で他者に提供していくのが良いのか、使っていない地域、周波数があるのであれば返上していただいて、他者に割り当てるのがいいかという、手続としてどちらがいいのかということで、死蔵されないようにするのが大事だという視点については、私どもも全く同意するところでございます。

したがって、ここはどのような範囲をどのような手続で認めていくのが適切な制度設計なのかという具体論に即して検討していくのが、現実的なアプローチではないかと考えている訳でございます。

最後、5点目でございます。経済的価値に基づく利用料の導入ということでございます。ここについては、私どもも電波を使用する地域でございますとか周波数帯など、電波の経済的価値を一定程度踏まえた利用料の料額を現在も算定しているところでございます。これを一層反映する観点で、どういう見直しが可能なのかということについては、検討に値する御意見だと考えているところでございます。

また、このペーパーの10ページ目には書いてございませんけれども、資料1でお示しいただいておりますように、免許人間の不均衡を改善する方法としては、特性係数の見直しということについて、これまでも実施してきておりますし、今後も実態に即して、こういったものについて行なっていくことが必要だと私どもとしても考えております。

以上、御指示のあった5点について、私どもの考え方を御説明させていただきました。
○原座長 大変ありがとうございました。

途中でちょっと順番を変えるかもしれませんが、一旦順番でさせていただきたいと思えます。

まず、そちらの資料の1、2ページの周波数の割当制度についてという部分でございます。携帯電話に関して5年の認定期間終了後の枠組みに関して御検討いただくという前向きなお答えを頂戴した訳でございますが、携帯電話以外の部分について、返上の制度も含めて御検討いただけるという理解でよろしいのでしょうか。

○総務省（竹内部長）　そこについては、先ほど3ページで御説明いたしましたように、今後、見える化を進めてまいります。ニーズが高いにもかかわらず、利用効率が悪い周波数帯あるいはシステムが出てきた場合には、ここで書いておりますような、どのようなアプローチがいいのかということで、アクションプランに反映をする中で、具体的なサイクルを回していきたいということでございます。

携帯電話の場合には、その帯域を占有するという形で割当をいたしますので、ここについてはしっかりとした評価、運用をし、改善の見込みがない場合には取り消し、返上というのを、しっかりとした手続としてより厳格にやっていきたいと思っております。

他方、一般的な自営用の無線局とか、ほかの方と共用しているようなものについては、例えば電波の使い方の効率が悪いようなものについては5年先までには効率のいい方式に変えてくださいとか、別の周波数に移ってくださいとか、そこはいろいろな手法があるので、その帯域やシステムの実態に即してさまざまなアプローチで改善を求めていくことを考えたいと思っております。

○原座長　携帯以外の分野に関して、これからさらに見える化を進めていかれるということだと認識していますが、これまでも、有効に利用されているかを評価して、さまざまなお取組をされてきたのだと思います。

その中で、質問の仕方を変えますと、有効に利用されていないと評価されたときに、免許を取り消される、あるいは縮減をされるということ、どのような形でされてきたのでしょうか。

○総務省（竹内部長）　この周波数再編アクションプランの中で、何年までにこの周波数の割当は終了する。あるいは割当周波数を何MHz幅あったものを何MHz幅に縮減する、何年までに別に周波数に移行させるということ、直ちに、今日、明日引越しということはできませんので、設備更改のタイミングも見ながら、いつまでにやりなさいということ、前回、たしか表で、公共電波を含めて、こういう形でこれまで再編してきましたというのを10例ぐらいお示したかと思っておりますけれども、そういった形で具体的なサイクルを回しております。

ただ、それで不十分な点がないのかどうか、もっと効率的なやり方がないのかということについて、本当に実態に即してこういうやり方がいいというものがあれば、我々も積極的に考えていきたいと思っておりますし、そういった点については、明日からスタートする議論の中で具体的に、本当に電波は混み合っていますので、有効に使っていく手法を我々としてもしっかりと考えていきたいと思っておりますので、こういったところについては本当に英知を結集して考えてまいりたいと思っております。

○原座長　もう少し伺いますと、これまでの計画の変更の中で、既に割り当てられている免許人の方々と調整をしながら、御相談をしながらやっていくことはされてきたのだろうと思います。自主的に、場合によっては返納してもらうこともされてきたのだろうと思いますが、どうしても自主的に対応してもらえませんかというときに、どう対応されてきたの

でしょうか。

○総務省（竹内部長） その場合には、設備の残存簿価に該当する金額を、補償金としてお支払いするというスキームも活用しながら、つまり、利用できるという一定の期待を持って設備投資をして運用しており、違法、不法ではない、適法な運用をしてきた方々に対して、その権利を剥奪するということでございますので、そういった経済的な補償を行った上で、期間を定めて運用を停止するというはこれまで、全ての無線局にやっている訳ではありませんけれども、そういったものも組み合わせながら、あるいは別の周波数に変更させる、光ファイバーに移行させるといったことも含めて、やはり関係者と直接の話し合いもしながら、どのアプローチが一番効果的なのかということ、個別によく意見も聞きながら、それぞれ最適と考えられる方法でこれを進めてきたということでございます。

○原座長 今、残存価値を補償する前提でということでしたが、一方で免許の取り消しという手段に関しては、法律上の制度としては私の理解では無線局の運用を6か月以上休止したときといった要件が課されているのだと思います。総務省さんの御判断として、有効に利用されていないときに、より強い措置を設ける必要がないのかも含めて御検討いただけたらと考えてよろしいですか。

○総務省（竹内部長） 先ほど申しましたように、ニーズが高いものにもかかわらず有効に使われていないシステムがあった場合に、返上ということできないのかと。対策は返上だけなのか。

○原座長 そこは理解しました。縮減も含めてという。

○総務省（竹内部長） 縮減、移行、共用も含めて、さまざまなアプローチがあるのだと思いますので、その周波数帯の電波の特性とか、ほかの方がどのように使いたいのかということで、共用というアプローチもあるのであれば、そういうことも含めて、関係者にとってどれが一番最善の対策なのかということ、こういうさまざまなアプローチを念頭に具体策を考えて、アクションプランという形でお示しをし、電波の割当を変更する場合には、この割当計画の変更ということも、省令の改正という形で手続を進めていくということです。

ですから、お答えで、返上ということをするのかということについては、そういう補償をし、返上をするということが最適な解であるとなった場合には、そういうことを検討することになるのだと思いますが、直ちに、そのことのみを出口として検討することは念頭にはございません。

○原座長 返上だけということではなく、縮減や共用などのさまざまな出口があるということは理解しております。

その上で、法的な措置としての免許の取り消しあるいは変更を含めた措置を携帯以外の分野も含めて、より強化する必要があるのではないかとということも含めた御検討でよろしいですかということを確認させていただいたつもりです。

今日、御質問をし損なっておりましたが、これまでの制度運用がどのようになされてき

たのか、有効に利用されていない場合に縮減させる、変更させる、計画を変更するといったことがどの程度実効的になされてきたのかは、また、是非教えていただけましたらと思います。

2つ目の点に移らせていただきます。インセンティブの制度に関してです。

これも資料で御説明をいただきまして、終了促進措置の充実についてということで、公共業務用の無線局も対象にする。また、一定の費用の拡充を御検討いただくということで、前向きに御検討いただいていると思います。残っている点は、この質問の中でも私どもが前回からも申し上げているように、立ち退き時期による段階の設定や、費用を超えた支払いをインセンティブの付与のためにどう考えるのかといった点が残っているかと思えます。

先ほどの御説明にもございましたけれども、民間での取引の中でそれは可能なことなのだと思います。ただ、今後、公共業務用の無線局も対象に考えていくときには、民間の取引ではなく、一定の財源を確保した形で、例えば利用料収入を充てるのかといったことも考えるのかと思います。そういった財源も確保したうえで段階を設定する、あるいは費用を超えた支払を行うなど、より帯域の確保を円滑に進めるような方策もあわせて御検討いただけると思ってよろしいでしょうか。

○総務省（竹内部長） 今、一部理解できなかったのですが、国や地方公共団体といった公共用無線局に対して、費用を超える支払いをするというのは、どういう場合が想定されるのでしょうか。

○原座長 国や自治体に関してということではなく、国や自治体に関して支払をするのであれば、民間の取引ではないですねということをもとに申し上げました。費用を超えたというのはまた別の点です。

○総務省（竹内部長） 承知しました。

私どもの資料に書いてございますように、公共業務用無線局も対象にするということで、民間だけではなくて、公共用無線局に引っ越しをしていただくという場合には、公共用無線局の引っ越し費用を、跡地を使う免許人がお支払いする。その場合、国の場合には、民から国にお金を入れるのかとなりますと、これはまた会計法上の問題がありますので、その場合は例えば現物、工事をして竣工、でき上がったところで引き渡すとか、等価交換をするような、会計上の手続をどうするかというのは別途ありますけれども、必要な費用は民間でやっているのと同じような形でしっかりカバーをする。公共用無線局だから、例えば必要な費用の半分しかやらないとか、その役所が自分で予算要求して全部やりなさいとか、そういう乱暴なことは考えておりません。

必要な費用を超えた分については、民間でやる分には、先ほど申し上げましたとおりで御理解もいただいているかと思えますので。

○原座長 そこを民間でやるのにプラスして、例えば利用料収入の中の財源から支出をすることが考えられないでしょうか。

○総務省（竹内部長） そこは具体的にどのようなものを、どのような形でやるのが有

効利用にとって必要なのか。どういうところまでをカバーすべきかというのは一定の基準があって、そこをどうカバーしていくのか。そこを超える部分については、基本的に跡地を使う免許人のインセンティブに応じて、その方が立ち退きをされる方との間で個別の話し合いの中で、よし、これは負担してでも早く移行してもらいたいと考えれば、その無線局の購入費用と工事費用を超える部分についてどうするか。これは個別の御判断になってきますので、そういったものを全て、例えば今、おっしゃられたように電波利用の中で全部負担しますよと。どこまでやっても結構ですよと。例えば、早く引っ越してもらうために、例えば、本来、工事費用と無線局費用は100万円を済んだものを、1,000万円余分に積んで、早く引っ越してもらおうということ、仮に個別交渉で勝手に決めて、それをこの電波利用料という全ての免許人の方々から御負担いただいている中で、想像できない額のもを後づけで請求されるというものが、仮にそういったものを自由にやっていいのかということになると、これはやはり一定の節度を考えながらやっていく必要があるのではないかと。

ただ、そういったものを、どの範囲が合理的な範囲なのかということをお先ほど申しましたように検討はしていきたいと思っておりますので、これはそういった中で具体的に処理されていくべき問題かと存じています。

○原座長 ありがとうございます。

財源の程度の問題はもちろんあるのだろうと思っております。

それから、もう一つ、先ほど言おうとしましたけれども、新たに使う利用者として、免許がなされない場合、免許不要帯域に新たに使いたいといったニーズも今後、第四次産業革命。Society 5.0の中で、免許不要帯域をもっと広く確保しないといけないといったニーズも出てくるのだろうと思っております。

そのときには、これまでの民間で新しく使う人がお金を負担するという形なのか、あるいは別の財源の措置をするのかといったこともあわせて御検討いただく必要があるのではないかと思います。

その一環として、より帯域を円滑に確保していく。それはそれこそ、そのあと使いたい人のニーズということもあるのでしょうけれども、それ以上にSociety 5.0を実現していくという社会全体、国全体としての目的のために、より円滑な移行を促すためのインセンティブの付与や立ち退き時期による段階設定も是非御検討いただければ、というつもりで申し上げているつもりです。

○総務省（竹内部長） 問題意識は、私どもも共有しているつもりでございます。

ただ、1点、留意事項を申し上げます、免許不要帯域というのは確かに電波を使いやすい。ユーザーから見ると手続が簡便で済みますので、電波利用が広く進みやすい。そういう意味で、私どもも前回説明いたしました、920MHz帯のスマートメーターの帯域を広げて、欧米と共通の周波数にしたということは、我々としてもニーズがあれば、引き続きしっかり取り組んでいきたいと思う訳ではありますが、1点、ここを拡張していくということ

は、一面で、将来の周波数再編を難しくするという面を持っていることも、一定程度留意が必要です。免許をしている帯域であれば、再編する際に免許人に対していつまでに移行しなさいということは、私ども行政処分はできますけれども、免許不要で使用し、しかも多くの無線局が運用されている周波数帯があれば、将来、ここを再編しようとしても、その変更に対するハードルが高くなってしまうという問題も一つございますし、免許不要の無線局を使う方々は今、電波利用料あるいは電波を使用する際の負担を一切されていないという点もございます。

したがって、こういった負担と受益の関係をどのように考えていくのかということについても、一定程度配慮しながら、しかし、このニーズの高い帯域について機動的に、迅速に確保していく必要は、私どもとしても十分認識しております。ですから、そこを拡張する際に、そういった将来の変更可能性をどのように担保し得るのか、そして、その費用負担について、そこを使う方々の負担がないまま、ずっと広げていくのが良いのかどうか。そういった点に一定程度留意しつつ、必要なところをどう確保するかは、我々としてはしっかり考えていきたいと思っております。

○原座長 ありがとうございます。

3点目に移りたいと思います。オークションと比較審査でございます。

まず、最初に教えていただきたいのは、これも前回までに議論させていただいている点ですが、オークションに関して、総務省さんとしてどうお考えになるのかということを中心に教えていただいて良いでしょうか。これまでの議論でも、私どもが申し上げてきたように、OECD加盟国の中でオークションを導入していない国は今や日本だけになりました。インドやタイなど、多くのOECD諸国以外でも導入されています。その中で、日本だけが、制度の選択肢としてオークションを用意しないという理由があるのかどうか。そこを総務省さんとしてどうお考えになっているのかを最初に教えていただければと思います。

○総務省（竹内部長） これまで何度も申し上げているところですが、より良い制度設計を、私どもとしては常に志向していきたいという思いが基本でございます。ですから、オークションという言葉をもって反対ということはいたしません。ただ、やはり設備投資が、先ほど資料で御説明いたしましたように、新しく入る方がしっかり入りやすいのか、設備投資が回るのか、ユーザーにベネフィットが及ぶのか、現在の安倍政権の下でもしっかりと設備投資を回し、賃上げにお金を回し、そして従業員の方々がやりがいを感じるような働き方に繋げていくということが各省庁に求められていることだと思います。また、かつて私どもなりに、オークションを導入しようということで法案を提出したこともございました。立法府においてこれは廃案になったということもございます。その後、私どもとしても、電波の利用価値に着目をして、より多くの設備投資をし、低廉な料金でしっかりとサービスを提供したいという申請者をどのように選定し、割当をしていくのかについて、これまで割当を行うたびに、さまざまな工夫、改善を進めながら、現在に至っているということもございます。

ただ、私どもとして、今の方式が唯一完全無二のものとは考えておりません。これまでも常に改善してきておりますし、今回、このワーキンググループで御議論いただいておりますように、仮に今、私どもが行っている方式よりもより良い方式があるのだということで、国民的な合意、関係者の方々を含めて、確かに総務省がやってきたのは前時代的な方式であって、もっとこういうやり方の方がいいではないか、これで行こうということで、皆さんに納得いただけるという方式があるのであれば、実態に即して、具体的にこういう割当についてはこういうやり方でやっていこうではないか、そちらの方がすぐれているよということであれば、我々としても、これは一緒になって検討していきたいと思っておりますし、そういう考えに立って、これまで私どもとしても事実関係に即して、さまざまな御説明を差し上げてきたところでございますので、是非そういった建設的な御議論、サジェスチョンを賜ればと考えている次第でございます。

○原座長 ありがとうございます。

今、関係者の皆さんの納得があれば一緒にとという話だったのですが、皆様の納得の前にまず総務省さんのお考えを伺えればと思っております。

先ほどのお話の中で、反対はしないということだったと思っております。また、設備投資その他の懸念があるということは、これまでも何度もお話をいただいております。一方で今、お話もございましたように、一旦、法案が提出されるということまでされている訳であり、起こり得る弊害については解消する制度は考えられたのだろうと思っております。また、各国で既に、それこそ世界中で導入されてきた中で、そういった弊害を解消する措置がとられてきたであろうこと、その中には成功したものも失敗したものもあったと思っておりますが、それについても、総務省さんでは十分に検討されているものと思っておりますが、その上で、制度の選択肢としてオークションを設けない理由はあるのでしょうか。

○総務省（竹内部長） これは前回も申し上げましたが、いつ、どの割当に対して適用するのかについて、政策議論がないまま、オプションとして手続のみを導入することを前回、皆様から御提案をいただいたと私どもは認識しております。

やはり、こうした問題については、しっかりいろいろな法案の審議でもそうでございますけれども、何をどう改善をし、問題点をどう克服していくのかということ、実態に即して、したがって、この割当についてはこの方式がより適しているから、この制度改正をしていくのであるという説明はやはり実態に即してきちんと説明していくことが、行政府として、立法府に対する誠実な態度ではないかと、私どもとしては考えている訳でございます。

○原座長 これも前回伺った点ですが、もう一回、確認のために。

5Gの整備が目前に迫っていますが、そこでオークションを導入することについてのお考えを教えてください。

○総務省（竹内部長） 先ほど、7ページで御説明いたしましたような点について、オークションの方がすぐれているということが、例えば5Gについて検討するのであれば、5Gの

割当を電波オークションで行った方が、国民経済的に、こんなにすぐれている、比較審査で行うことによって、失われるものがこんなにある。したがって、総合的に考えてこちらがすぐれているということに関係者で一致できれば、そういったことを手続として進めていくということになるのではないかと思います。

○金丸議長代理 座長だけが孤軍奮闘している感がずっと議事録に続くのではないかと感じて、参画させていただきたいのですけれども、部長がずっと御説明されていることは、ロジックがあるようで余りロジックを感じないです。それはなぜかという、何か御説明が、総務省として、当事者としてのデザインというのは放棄した感があって、関係者の間で合意できればとか、それから、オークションと、例えば比較審査で、明らかにオークションがメリットがあればやりますと言っているのだったら、総務省の存在意義そのものが疑問ではないかと思います。

それから、先ほど来、座長が申し上げているとおり、ほかの国でオークションをみんな導入なさっていて、ほかの国は総務省が挙げておられるメリットとデメリットのうち、デメリットを、いろいろな工夫をしていろいろな政策を既に打たれている訳ですね。日本だけが、このデメリットを克服する能力がないということなのですか。

ここに書かれているデメリットのうち、総務省が代替案とか、このデメリットを克服する案が思いつかないというのはどれですか。デメリットがずっと永遠にデメリットであり続けているというのは、このうちのどれですか。

○総務省（竹内部長） 諸外国は克服してきたのに、なぜ日本はそういったものを克服していないと考えているのかというお話だったと思います。

○金丸議長代理 私は、能力がないのかと聞いたのです。

ここに列挙されたデメリットのうち、総務省では解決不能であるというからデメリットとしてここに書いてある訳でしょう。あれこれ書いていらっしやいますけれども、これは先ほど座長が御指摘されたとおり、ほかの国ではこのメリットとデメリットを考えて、メリットは追求して、デメリットは最小限にしようということの手を、複数の政策を組み合わせ実現しているのではないかと私は思うのです。だから、総務省として、ここにずっとデメリットで書き続けられる、逆に言うと総務省では解決不能だと思っているデメリットはどれですかというのが私の質問です。

○総務省（竹内部長） これは、先々週までの関係者のいろいろなヒアリングの中でも、日本を含めたいろいろな各国の比較というものが示されていたと私は聞いておりますけれども、その中でも、例えばドイツやイギリスにおいては、都市部においてもいまだにLTEの設備投資が十分になされておらず、実際のアクセス速度、比較などにおいては、日本と比較をすることは明らかに劣っているという現状があって、設備投資に十分スピード感を持ってお金が回っていないという実態があるということ、実際のファクトデータで御説明があったと承知をしております。

特に3G、4Gともにそうでございますけれども、落札金でファイナンスが回らなかったと

ということで、さまざまな懸念が十分にはまだ克服し得ていないということかと考えております。

米国などでは、本当に多数のスタッフを行政府が雇用し、制度を管理していくという中において、一定程度、オークションのコントロールというものができているという評価もあろうかと思いますが、なかなか欧州においてはこういった管理が必ずしもうまくいっていないのではないかとということについて、先々週、たしか御説明の中で御意見もあったと承知しております。

いずれにしても、私どもが取り得る手続の中で最善のものをしっかりやっていきたいと思っておりますし、オークションを入れることによって、こういった新しい方が入りやすい、お金が回るということをどのように実現できるのかということについて、具体的な案を今、持つには至っておりません。

そして、デメリットの中で、何が一番解決しにくいのかということについて申し上げれば、インフラ整備、地方にまでなかなか設備投資が行き渡らない。これは現時点でも、日本と欧米を比べると、かなりの差がある部分でございます。もちろん最低限、例えば人口カバー率50%以上とか、それは義務づけることは可能でございますけれども、それは50%でとまるおそれがある訳です。現実、今、その人口カバー率であったりダウンロードスピードなどを比べれば、圧倒的に差があるということは、いろいろな方々が既にこの場で御説明されていると承知をしております。

2番目の、事業者間格差の問題については、キャップを設けたり、各国はいろいろな方式をとっておりますけれども、このことによって逆にイギリスなどでは訴訟問題が起きているということも前回、御説明差し上げたとおりでございますので、こういったものを乗り越えられなくはない訳ですけれども、実態としては、各国非常にもがき苦しみながらやっているという実態はあろうかと思えます。

やはり、私どもが一番懸念しておりますのは、一番下の安全保障上の問題でございます。現在、外資規制を導入しておりませんので、100%外資参入が可能となっている中で、これは個別具体的な国であったり企業名を申し上げることは差し控えますけれども、こういったことに対する対処がどのように行われ得るかについては、なかなか良案がないということはあるかと思えます。

したがって、上の3点については一定程度、いろいろな対応方式はあるとは思いますが、比較審査で厳格に基準を決めて競わせる中で、より投資をする、より地域までカバーする、より多様な料金サービスメニューを提供するといったことを、直接事業者の計画として求める中で割当を行う比較審査であれば、こういったデメリットについては直接的に解消し得ると考えておりますけれども、オークションの場合には、最低の基準を満たしていれば、金額で決めるという方式であるとすれば、やはり基準さえ満たしていればということでとまってしまうおそれがある、それがユーザーあるいは地域にとって、より良い方式かどうかというところの判断になろうかと思えます。

お答えになりましたでしょうか。

○金丸議長代理 なっていないです。

そうすると、今のお話は、この4つのうち上の3つは挙げてみたものの、それから、いろいろな御説明があったものの、幾らでもとはいいませんけれども、私は解決法があるデメリットではないかと思っています。

今、挙げられましたけれども、最後に残った安全保障上の問題が一番重要だとおっしゃったので、そのように考えてもよろしいでしょうか。先ほどのインフラ整備のおくれなども、オークションの落札額が高騰したとおっしゃいましたけれども、例えばドイツだと、それはいつ頃の時代のある帯域では幾らで入札をされて、現状、最近の、例えば各国の帯域ごとのオークションのプライスというようなものは、総務省としては把握なさっておられるのでしょうか。

今もずっと高騰し続けていて、インフラ整備がおくれ続けているということが起きているのでしょうか。

○総務省（竹内部長） まず、最初のお尋ねの8ページの右側、上の3つは克服できると考えているかという点については、基準を設定することや手続の面で、一定程度払拭することはできる可能性があると考えておりますが、より詳細なカバレッジであったり、過疎地も含めてどこまでやるのかといったところまで目配りをするのは困難ではないか。ですから、程度問題で、そういったところを目をつぶってやって良いと考えれば、そういうやり方はあり得るかもしれないということです。

○金丸議長代理 目をつぶってやれとかは誰も言っていないのです。

○総務省（竹内部長） ですから、完全に基準を決めて。

○金丸議長代理 基準は、総務省が最適な基準をお決めになられればいいのでしょうか。誰も最低の基準を決めて入札しろとかも言っていない訳だし、その最適な基準は今、言われたような懸念を払拭するような最適な基準を考えるというのは、総務省の仕事ではないかと私は思います。

○総務省（竹内部長） 御指摘の点は認識いたしました。恐らく認識のギャップがあるのかもしれませんが、今、比較審査方式であれば、最低の基準を決めた上で、各社に競わせる部分は人口カバレッジであったり、過疎地をどこまでカバーするかということを経営者ごとの競争でございまして、その設備投資を競わせることが今、私どもの比較審査で審査している点でございまして。

仮に、これをオークションでやるとなると、例えば最低人口カバー率50%をカバーしていれば、あとは金額の入札で多い方に割当をしますとなるとすると、その50%をクリアしていれば、割当を受ける可能性がありますけれども、残る50%について、カバーされる保証はないという制度設計になりますということを申し上げました。

最適な制度設計をしてオークションをするということになりますと、どこまでカバーなさうというのを詳細に、例えば人口カバー率99.9%で、この何とか村はカバーしなくて

いいですよというのを求めた上で入札させるというのもやり過ぎな気がいたしますので、今はそれを事業者の計画としてどこまでやるかということを経営に任せていただいているというのが今の比較審査でございます。

○原座長　すぐに極論になられるのですが、そうではなくて、最適な制度設計を総務省さんで考えられているのですかということが御質問です。

もう一つ、先ほどの4つのデメリットに関して、前回の議論もありましたけれども、安全保障に関して、比較審査でも外国外資が入ってくる訳ですから、基本的には比較審査かオークションかの問題ではないと思っています。

前回のときに、オークションになるとより資金力のある外資が入ってくる可能性が高まるのだというお話がありましたけれども、それは、今でも日本市場に御関心があれば入ってくるのではないのでしょうか。

そういうコメントです。

○総務省（竹内部長）　既にボーダフォンも過去に入っておりますし、それは入ってくると思います。

ですが、金額面の競争ということになりますと、可能性はより高くなるということを申し上げたまででございます。

○原座長　議長。

○大田議長　その安全保障ですけれども、今、原座長が言われたように、外資であることを理由に拒むことはできませんので、比較審査でも同じ懸念はあります。

また、何が外資で何が内資かはなかなか難しい話ですので、安全保障上の問題を惹起しないということは、入札参加の当然の条件であり、これは国内資本でも同じであると思います。

したがって、安全保障上の問題がオークションのデメリットとして上げられることは、私はおかしいと思っております。

それから、この間、部長が言われましたように、オークションにも制度設計によっていろいろなものがあります。比較審査にもメリット、デメリットがあり、オークションにもメリット、デメリットがあります。資料にオークションのメリットとして書かれた「行政裁量の余地が少ない」ということはそのまま比較審査のデメリットにもなります。いろいろな方式にメリット、デメリットがあるからこそ、選択肢が必要であると考えております。しかし、日本だけオークションという選択肢が用意されていない。

この間も申し上げましたように、これだけ電波の利用状況が激しく変化し、拡大している中で、総務省が将来の状況を正確に予想して、電波の利用のあり方を最も高めるものを正しく選ぶことはできないと思うのです。したがって、今後のことを考えて、選択肢をつくっておくことが必要ではないかというのが、私どもが前回から言っていることなのですが、これについても一度、お考えをお聞きします。

それと安全保障についてお伺いいたします。

○総務省（竹内部長） 安全保障について、具体的にどのような手続をもってというところが問題になってくるのではないかと思いますので、例えばアメリカのようにエクソン・フロリオ条項があったり、あるいは事業用無線局であっても外資規制を一定程度有しているという国については、その法手続にのっとって審査をするという中において、処理ができるのだと考えております。

我が国においては、その部分が現在の法制度の下ではなかなか難しいところがありますので、もちろん現行制度でもということをおっしゃるのはよく分かるのですが、では、具体的にどのようにというところでひっかかってくるのではないか。その点が、私どもとしては懸念に思っています。

○大田議長 日本は外資規制を持っていない訳ではなくて、これで十分かという議論は過去にもありましたが、外為法の枠を持っている訳ですね。過去においても、例えば大口の株式保有規制という形で2割という制限で対応したりしてきました。だから、アメリカにはエクソン・フロリオがあってもいいけれども、日本は何もないからだめだという議論は非常におかしいということをおし上げておきます。

○総務省（竹内部長） すみません、もう一点の御質問は何だったでしょうか。

○大田議長 メリット、デメリットがあるからこそ選択肢が必要であると。これからの電波の利用状況を考えますと、変化のスピードも早いし、拡大もしておりますので、総務省が常に将来を予測できる訳ではないし、いざ必要になってから、さあ法制度ということではなくて、今、選択肢を用意しておくことが必要ではないかということです。

○総務省（竹内部長） 先ほど申し上げたことの繰り返しになるといけませんので、同じことは申し上げませんが、私どもとして、5Gならば5G、6Gならば6Gの場合に、こういう制度設計にすればよりよくなるなということなどをどのようにつくっていくかということが、この手の問題の議論の出発点になるのではないかと考えています。

制度としての選択肢という考え方も確かにあるかと思いますが、オークション制度を持っている国であっても、先ほど申し上げましたように、訴訟であったり、いろいろな関係者の調整がつかずに、結局導入できず挫折をし、割当自身が遅れてしまった国もたくさんございますので、そういったものを良い例として考えるかどうかということについても、議論はあり得るだろうと思っております。

うまくいっているといいますか、うまく制度設計をできている国もございますけれども、一方で、制度はつくったけれども運用に至らない難しさの前で、なかなか克服できてない国もあるということも事実でございます。ですから、私どもは難しいからできないと申し上げているのではなくて、本当にどういう形がいいのかということ、我々はもちろん考えることを拒んでいる訳ではございませんで、この会議の中でそういったことを具体的に御検討されるということでございますので、本当にどういう方式であればよりメリットが出てくるのかということをおしどもとしてもよく見ながら、一緒に検討できればと思っております。

○大田議長 一言だけ。

行政裁量の下で、市場機能を生かさないという仕組みしかない国は、私はそれはそれで不幸なことだと思います。検討を拒否する訳ではないということならば、是非選択肢として御検討いただきたい。

○原座長 森下委員。

○森下委員 これだけオークションの欠点をいっぱい言えるということは、いっぱい研究されている訳だから、どう聞いても克服できるとしか聞こえないのですけれども。それだけ検討していれば、克服する手段は思いつくのではないか。すごく研究されているので、逆に言うと日本は非常にいいオークション制度ができるのではないかと思うのです。

よりよくするという観点があれば、それは制度は当然、1つではなくて、2つ、3つ選択肢がある方がいいだろう。これは当たり前の話だと思います。

今話を聞いていけば、これはオークションを導入しても構わないのではないか。むしろ、日本的な新しいタイプのオークションができて、諸外国の中でむしろ1番いいものができる可能性を私は逆に感じるのです。そういう意味では是非、選択肢は複数要るということで、入れておくべきだろう。

先ほど来、非常に違和感があるのが、オークションになると、お金だけが全てなのだというニュアンスが非常に多いと思うのですけれども、実際、どのようなオークションでも入札資格がある訳です。入札資格の中で、基本的には一義的にある程度絞り込みがされた上でオークションをする訳ですから、そういう意味では、全くフラットに金だけ上げ続けるオークションはまずない訳です。そういう意味では、全く言われているのが、お金があれば必ず勝つのだみたいな話はもともとおかしいのではないかと思います。是非、今話を聞いていると、非常に日本はいいオークション制度ができると確信しますので、逆に是非、そういう制度を入れていただいたような決断をしてもらうのがいいのではないかと思います。

非常によく研究されているのだなということを感じますので。

○原座長 お願いします。

○総務省（竹内部長） 私自身、民主党政権の下で法案を提出した担当課長でございますので、責任の重さと困難性も十分理解しているつもりでございます。その上で、検討もしないのはけしからん、総務省は主体性があるのかというお叱りも頂戴いたしました。指摘は指摘としてしっかり受けとめて、しかし、本当にどうやればよりよくなるのかということについて、いろいろな御提案もいただきながら、検討はもちろん私どもとしても一緒になってやっていきたい。そのことはもう一度最後に申し上げたいと思います。

御指摘はしっかり受けとめます。

○森下委員 安全保障に関しても、アメリカと違うのは、日本の法制度が入っていないからという話で、それは必ずしも事実ではないというお話が大田議長からありましたけれども、これは基本的に、法案を出さなければいけない話ですね。だから、そういうこと自体

も法案の中に盛り込めば済む話ではないでしょうか。

今の法案のままやるという話はずっとない訳でしょう。そうすると、今の法案を前提に議論するというのは、既にそこがおかしいのではないかと思います。

○総務省（竹内部長） だけれども、そこをやるということは、いわゆる外為法でカバーできないエクソン・フロリオみたいなものを個別の割当の中に入れようとするのか。要するに、何の手段を行政処分としてどこまで入れようとするのかということがきちんとないと、何とかできることとするという裁量の塊のような条文はなかなか難しいのではないかと思います。

いずれにしても、そこはどのような形がいいのかという具体的な議論の中でトータルに考えていくことだろうと思いますので、この場で余り条文がどうだという議論をしても建設的ではないと思いますので、御意見は受けとめたいと思います。

○森下委員 もちろんそういう意味ですけれども、そうではなくて、逆に言うと、法案を作るときに白紙から考えられる訳ですから、一つの考え方にこだわらず、他面的な形でそういうことは議論ができるのではないかという意味です。

だから、これが入らなければ絶対にだめだという議論自体、もう既におかしいと思います。

○原座長 お願いします。

○大田議長 一言だけ。外為法の枠ではだめだというのは、オークションだけの問題ではないということを先ほど申し上げたかった訳で、それは比較審査でも同じように起こる問題です。

○総務省（竹内部長） そこは理解しております。

○原座長 コメントございますか。よろしいですか。

より良い制度にするための御検討をいただいているということだと思いますので、是非引き続き、しっかりと議論させていただきたいと思っているのですが、1点、先ほどの5Gの話について確認させてください。5Gに関して、オークションの方がすぐれているということであれば検討するというお答えであったかと思います。その検討は今、どこまで進んでいて、いつまでに終わられるのでしょうか。

○総務省（竹内部長） 5Gについては、今、どういう周波数帯が望ましいのか、あるいは技術基準をどういう条件にすればいいのかという、テクノロジーの面からの検討が中心に行われております。これは国際標準というところで、まだ具体的なスペックが決まっておりませんので、今、どちらかというところから先行している。

これに加えて、どういう利活用、いろいろな産業でどう5Gを使いこなしていくかというようなユーザーサイドとのコミュニケーションも今、活性化しているところでございます。

これに加えて、5Gでオークションというお話でしたけれども、そういったものと並行して、割当を行うとすれば、どういう方式、手段がいいのであろうかということについても今後、検討していくことになろうかと思っています。

5Gは周波数が非常に高くなりますので、これまでのようにエリアカバレッジを非常に高いという前提で制度設計をするべきなのかどうか。そういった、少し基本的なところの議論をしている段階でございます。

○原座長 先ほどのお答えの中でも、現行の比較審査が完璧なものではないと思っていますということでございましたので、今回の5Gに向けても比較審査ではない新しい制度枠組み、これがオークションなのか、あるいは森下先生も言われたような、もう少し組み合わせた形態になるのかといったいろいろなオークションがあるのかもしれませんが、最適な割当手法が何なのかという御検討はされているということなのかと思います。

一方で、5Gの割当が来年度中でございますか。かなり時期が迫っている中で、場合によっては法改正も含めた制度整備を行う必要があるということかと思えます。その検討のスケジュールがどうなっているのかも、改めて教えていただけますか。

○総務省（竹内部長） 基本的には、来年度中の割当に向けて、まずは周波数帯を特定する。技術基準の具体化をする。技術基準は来年の夏頃までに決めていく必要がある。ものづくりを考えれば、それぐらいのスケジュールで決めていく必要があると思っております。

来年の年度末に割当をするということを考えますと、その前に、さまざまな制度的な手当てが必要であれば、それに間に合うような形で検討しなくてはいけないと思えますけれども、まだ今の時点では、先ほど申し上げましたように、まず無線の方式自身が、まだ国際標準化が終わっていないという現状の中で、周波数帯も完全に特定は終わっておりませんので、どういうエリアカバレッジかといったものを基本に考えていって、割当をする際に、どういうことを基準に設定すればいいのかという辺りが、まだまだ具体化していないということで、まずそういった基本になるところを今、検討している段階でございます。

○原座長 もう一回、同じ質問なのですが、総務省がお考えになる最適な手法を実現するために法整備が必要になるとなったときに、どういうスケジュールでされるのでしょうか。

○総務省（竹内部長） それは仮定の御質問だと思いますけれども、まずはその前段で、何度も申し上げておりますけれども、どういう割当の際の条件設定が望ましいのかという部分すらまだ固まっておりませんので、その段階で手続的な部分の法整備という部分のみに着目した準備は今、いたしておりません。ただ、全体で、どういう条件だからどういう手続で、どういう方法がいいのかということを全体として考える必要があると思えますが、その議論の出発点となる基本的な部分について、まだ十分固まっていないということでございますので、こういったものを、ある程度、方向性が出てくる状況を見きわめながら、そういった全体的な手続、制度をどのようにしていくべきなのか。必要な場合には、どのようなスケジュールでこれを処理していくのかということを考えていくことになろうかと思えます。

今の時点で、何年何月までに何をすることが具体化している訳ではございません。

○原座長 国際的な状況を踏まえながら検討を進めるといったこともあるのでしょうか、

さまざまな制約の中で御検討されていることは理解するのですが、一方で、法整備が必要になるという可能性を考えたときに、日本では申し上げるまでもなく一年中国会をやっている訳ではないので、どこのタイミングでされるかということは当然ながらお考えになっていることだと思います。

これが来年度中ということ考えたときに、臨時国会があるのかも分かりませんが、そのタイミングでも間に合うものなのか。あるいはたしか民主党政権でされたときには、もっと早いタイミングでされていたかと思っていますが、そういった検討が今、どこまでなされているのかというのが私の質問です。

それから、もう一点だけ補足をしますと、各国ではオークション制度という制度の枠組は用意されている訳です。そういったさまざまな、今、おっしゃられたような技術的な検討が終わった段階で、日本だけが最適な割当手法でできなくなるということになりはしないのでしょうかということをお心配しております。

○総務省（竹内部長） お答えできることは先ほど申し上げたことと変わりませんが、御意見は理解いたしましたので、我々としては、いずれにしても、最適な手法について引き続きよく議論をさせていただきたいと思っておりますし、結論を得て必要な手続を進めるということで、導入におくれを来したり支障を生じたりしないように、これは当然ながら留意して進める考えでございます。

いずれにしても、今の時点でいつまでだ、どうだということについてはまだ難しい点があるということでございます。

○原座長 ありがとうございます。

しつこいようですけれども、5Gについても検討されると理解してよろしいですか。

○総務省（竹内部長） どういう方式が最適なのかを決めて、必要な手続を行うということだと思いますので、方針が出ないのに制度だけ変えるということを行うのかどうか。ですから、5Gに向けてこういう手続で行うこととするということをおきちんと決定した上で、その手続を進めていく。必要であれば、制度改正について十分に周知を行って準備を進めることになるのだと思います。

ここは、これ以上言っても、多分、平行線だと思います。

○原座長 分かりました。

もうお答えは結構ですので、コメントだけしますけれども、5Gに向けての割当手法は何が最適なのかという御検討は早急に進められているということだと理解をいたしました。

一方で、オークションなのか、あるいはオークションに近いような手法なのか、新たな制度枠組みを選択肢として用意するということが、並行して準備をしておかないと間に合わないのではないかと印象を私は持ちました。

コメントで結構です。もしお答えいただけることがあれば、よろしいですか。

○総務省（竹内部長） 私どもとしては、最適な方式を追求していきたいと思っております。

○原座長 ありがとうございました。

オークションについてはよろしゅうございますか。

今、5つのうちの3つ目の論点まで来たのですが、1つ飛ばしていただきまして、利用料体系の見直しについてお話をしたいと思います。今日いただいている資料の10ページで、経済的価値を踏まえて一層反映させる見直しを検討するというございでしたが、負担の公平性も含め、利用料体系の見直しに関して今、御検討いただいていることを、簡単に結構ですので、もう一回、御説明いただいでよろしいですか。

○総務省（竹内部長） 前回、御説明差し上げましたが、電波利用料については電波利用者の皆様に公平に負担いただく制度として、法律上は少なくとも3年ごとに見直しをするとされております。直近の見直しは本年の国会で行いましたので、本年10月1日からの料額が、制度上は3年後の9月30日までの料額として算定をされ、法定されているところをございます。

一方で、技術革新の変化もございますし、新たな用途が必要となれば、そういった法改正も必要になるということをございます。いずれにしても、利用料の負担の公平性をどのように行っていくのかということ、前回、利用料の関係で何枚かに分けて御説明差し上げたかと思ひますけれども、ああいった観点から検討しているものをございます。

今の時点で、具体的に何をどうするという訳ではございませんし、むしろこの投資等ワーキングの方で、ここはどのようにすべきではないのかとか、このようにした方がより公平性が高まるのではないかとといった御意見も頂戴できれば、私どもとしても検討に反映したい。

ただ、申しましたように、これは税ではありませんので、関係者の理解も得ながら、全体としてのバランスのとれた制度にして、引き続き理解を得て、皆さんの納付率の高い制度ということで運用していきたいと思ひております。

個々の免許人の方々の負担額、逐一についても基本的には法定されておりますし、そういったものについて具体的な見直しがどうだということについては、皆様、非常に関心も高くセンシティブでございますので、そういったことについて余り今の時点で私どもはどうかという確たる方針を申し上げる段階にはございませんし、むしろ原座長を初め、委員の皆様からこうすべきである、こういう考えがあるのではないかとということがありましたら、しっかりお聞きをしていきたいと思ひております。

○原座長 前回までの議論の中で私どもから申し上げてきたのは、一つは放送と通信に関して、負担の公平性に関しての指摘がかねてよりあります。特に帯域幅の単位で比較をしたときに、放送の負担が小さいのではないかとといった指摘がさまざまなところでなされているかと思ひます。

前回のお話の中では、この負担の公平性の問題については、そういった指摘も踏まえながら見直しをされるということかと理解をいたしました、それでよろしいでしょうか。

もう一つ、公共部門での電波利用料に関しては、各国でも有効利用を促進するために、公共部門からも利用料を徴収するといった制度あるいは検討がなされていますが、これに

についてもあわせて御検討いただくということによろしいのかどうか。

もう一回、念のため確認させていただきます。

○総務省（竹内部長） 特に携帯電話と放送事業者の負担の公平性についてどう考えるかということは、従前からさまざまな御意見を頂戴しているところでございます。

3年前の法改正におきまして、携帯電話の軽減係数を適用するという事で、一定程度解消はされた部分はあるかと思っておりますけれども、こういったものも、制度上どのような形で検討が可能なのかということについては、我々は引き続き検討をしているということでございます。

ただ、この利用料の負担というのは携帯と放送のみを議論すれば足るものではございません。先ほど申しましたように、免許不要の方々をどうするのか、そして2番目の質問にありました公共用電波をどうするのかということもでございます。

最初に公共用電波について申し上げれば、これは前回、説明の中で本資料にも書かせていただきましたが、現在は公共用電波のうち専ら国民の生命、財産の保護に資するようなもののみ減免を法律上認めているということで、国や自治体の持っている無線局であっても、一般通信を行っているものは全額払っていただいております。ですから、自衛隊とか消防とか警察といったものが今、免除になっている訳でございます。

ここについての見直しの考え方としては、前回、資料にも記載いたしましたとおり、周波数有効利用度が低い、公共性が高いにもかかわらず、有効利用が進んでいないものがあるれば、そういった無線局については減免を認めないということが一つの方向性として考え得るのではないかと。特に有効利用のインセンティブを働かせるという意味では、そういった方式の一つ望ましい方式として考えられるのではないかと。前回は、資料で御説明差し上げたかと思っております。そういった点も含めて、公共用電波についての見直しの懇談会が明日からスタートいたしますので、そういった中で皆さんの意見も聞きながら、具体的に検討を進めていきたいと考えております。

いずれにしても、先ほど携帯、放送の負担の割合はいろいろな方によっていろいろな割合で比較をされますけれども、今の制度上は、これまで関係者の理解を得て実施してきた仕組みがございますので、この仕組みの上に立って、どういう方法がより公平性に資するのかということは重要だと思っております。

それ以上は申し上げにくいところでございます。

○原座長 ありがとうございます。

あと、利用料に関して、もう一つ残っている議論は、費用を分担するという利用料の体系です。これまでも、費用の分担をどうするかという中で経済的な価値を反映するお取組をされてきたということだと思っております。さらに、経済的価値をより一層反映させるような分担の仕方をお考えになっているということだと理解をしております。

一方で、これは前回までの議論の中でもヒアリングもしていますし御紹介もしておりますが、例えばイギリスのAIPの制度に関しては、有効な利用を促す観点から、オークション

の対象になっていない帯域について、期待費用ベースで経済的な価値をとる。要するに、不動産でいえば共益費ではなくて家賃に相当するような利用料を徴収する制度を導入しているのだと理解をしています。

こういった制度についても、今後の有効利用促進の観点で御検討いただけるのかどうかをもう一回、教えていただけますか。

○総務省（竹内部長） AIPという方式が、我が国に照らして直接いいのかどうかは、私は現時点でそこまでの判断はしかねるところでございますが、いずれにしても、先ほど来ございますようないろいろな受益と負担とか、今後、もしも新しい用途とか必要な周波数移行であったり、さまざまな施策、スキームが必要だとなれば、そういったものをどのような形で皆さんに御負担いただくのがよろしいのかについては、全体の制度設計の中でしっかりと考えていく必要があるだろうと考えております。

そういう意味で、特定の国の特定の方式そのものがいいのかどうかということについては、現時点で申し述べることは差し控えたいと思います。

○原座長 特定の方式でと申し上げている訳ではなくて、例えばイギリスのAIPを参考にして、経済的な価値を単に費用分担の中で反映するのではなく、経済的な価値そのものを徴収する方式を御検討いただいたらよろしいのではないかとということを申し上げております。

○総務省（竹内部長） 私どもとしては、いろいろな良いアイデアについては広く耳を傾けて、今後の有効利用をどう進めていくのかという幅広い議論の中で、全体設計の中で考えていくことになろうかと思っております。

○原座長 全体設計の中で是非お考えいただきたいのですけれども、現時点でのお考えをお聞きしているのです。

○総務省（竹内部長） 現時点で、特にこういう方針である、あるいはこういう結論になりそうだということを持ち合わせている訳ではございません。

○原座長 それは、私どもは年内に取りまとめをするというプロセスで動いていますが、その中で引き続き議論を詰めさせていただけたらと思っております。

○総務省（竹内部長） 建設的な意見交換、そして調整をさせていただければと存じます。

○原座長 利用料のところはよろしゅうございましょうか。

そうしたら、1つ飛ばしました二次取引と用途の柔軟化のところに移りますが、二次取引については、一旦割り当てられた免許を転売目的で使われてしまうといった御懸念があるということかと理解しております。これに対しては、一定期間は転売できない措置をとる、あるいは諸外国でもそうだと思いますが、国が一定の関与をすることで懸念を払拭するような制度設計ができるのではないかと思います。これはいかがでしょうか。

○総務省（竹内部長） これも先ほど申しましたが、二次取引という言葉がひとり歩きしている印象を持っております。現在でも、先ほど申しましたように、実際の事業の現場で起きているようなケースについては、地位の承継は認めてきている訳でございます。どの

ような場合を認めるべきかというところ、要するに、割当を受けて投資をしないで転売することが有効利用につながるのかどうか。つまり、割当を受けて3年間投資せず寝かせておいて、その時点で欲しいという人がいれば、割当を受けた者の判断で、電波の権利だけを他の者に売却をすることを認めるということなんでしょうか。

それとも、みずから使っていて少し余裕がある分について、他者に共用させるというやり方もあるのでしょうかし、使わない部分については返上させるなり、何かの方式で死蔵されない形で、他者が使えるようなオープンな制度をつくっていく。それは私どもも十分検討に値すると思います。

ただ、その際に割当を受けた者が第三者に売却をするという方式がいいのかどうかについて、まだそこはどのような方式がいいのかについて十分共有されていないのではないかと。死蔵されるのはよくないと思いますし、設備投資をしたけれどもお客さんがあまりついていないから、それを他者にも使わせることも今でもできますし、今後も進めるべきだと思います。

設備投資ができない。例えば、ある地域には設備投資が至らなかった。そこは一旦総務省に返上してもらって、他者に割り当てるというやり方は今でもできますし、そこが十分見える化されていないから、見える化して促進しよう。それもできると思います。ただ、そこを、その者が設備投資をしていないのに、その者の既得権益として他者に自由に売却をすることが、本当に制度設計としていいのかどうかよく分からないので、具体的にどういうケースをやるべきだとおっしゃっているのかを少し御説明いただければ、議論がかみ合うのかなと思っています。

○原座長 何か既得権として持っていて、それを転売してもうけるといったことを言っているのではなくて、死蔵を防ぐための制度設計ができないのか。各国でも二次取引の制度は設けられていると承知をしております。その中で、総務省さんもさまざまな制度を御検討されていると思いますので、最適な制度が何なのかということを引き続き議論させていただければと思います。

○大田議長 このワーキングでいろいろなヒアリングを重ねてきまして、一連のヒアリングを通して、産業振興とモニタリングを同じ省庁でやっていることの問題点も見えてきているように私は感じております。この点は、過去においても何度か議論の俎上に上っておりますけれども、これからのことを考えますと、電波という資源の貴重さがますます増加しておりますし、成長戦略にも直結するようになってきております。こういう状況では、モニタリングの機能を強化していく必要性もまた高まっております。したがって、独立したモニタリング機能の整備が不可欠ではないかと私は思っております、こういう点もあわせて検討すべきではないか。これは私の意見です。

○原座長 今、何かコメントいただくことはありますか。よろしいですか。

○総務省（竹内部長） 特に意見はございません。

○原座長 ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今日はここまでとさせていただきたいと思います。

また、引き続きこのワーキング・グループで議論をさせていただければと思います。

○総務省（竹内部長） 最後に一言だけ。

先ほど利用料の見直しの議論の中で、私は説明差し上げましたが、1点だけ是非御留意いただきたいのは、特に私どもは携帯と放送の負担がアンバランスだから、専ら、そこに着目して見直しをしているといったことではございません。全体の負担の均衡、適正化というのはどういう方向が望ましいのかということで検討しております。座長の御質問がそういった御質問でしたので、何を検討しているかを先ほど申し忘れましたので、そこはそういう趣旨でございます。

○原座長 分かりました。

お願いします。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループにつきましては、また別途、御案内をさせていただきます。

○原座長 どうもありがとうございました。